



この度制定した「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅等の仕様」は、以下「木造省令準耐火仕様」と表記しています。

Q1 木造省令準耐火仕様は、いつから利用できますか。

A1 平成21年1月13日からご利用いただけます。なお、フラット35や機構融資をご利用の場合は、平成21年1月13日以降に設計検査申請（中古住宅の場合は適合証明申請）するものから適用となります。

Q2 適合する基準の詳細を確認したい。

A2 フラット35サイトに「木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様」を掲載しています。以下のアドレスにアクセスしますと、仕様が記載されたPDFファイルをダウンロードすることができます。

http://www.flat35.com/tetsuduki/kijyun/pdf/syoureijuntaika_mokuzo.pdf

Q3 フラット35等の設計検査申請時には、どのような書類を提出すればよいですか。

A3 機構HPからダウンロードした仕様（A2で記載）を特記仕様書として添付してください。

なお、矩計図や仕上表等の設計図書についても、木造省令準耐火仕様として作成していただくようご注意ください。

Q4 本チラシ表側に記載の図の他に、もう少し詳細な図はありますか。

A4 住宅金融支援機構で監修をしている「木造住宅工事仕様書」を改訂する際に、参考図を掲載する予定ですが、現在のところはありません。

なお、木造省令準耐火仕様とほぼ同様の仕様で機構の承認を取得している（社）日本木造住宅産業協会の「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅」については、同協会よりマニュアルが有料で頒布されています。

<http://www.mokujukyo.or.jp/>

Q5 木造省令準耐火仕様に適合すれば、火災保険でも省令準耐火構造割引が受けられますか。

A5 フラット35やその他一般の民間ローンを利用の場合に利用する一般火災保険の割引の適用については各火災保険会社の判断となりますので、適用及び必要書類等のご利用の火災保険会社にお問い合わせください。

なお、財形住宅融資や機構（旧公庫）融資をご利用いただいた方が利用できる特約火災保険については、省令準耐火構造の住宅の場合、一般の木造住宅より火災保険料が割安となります。